「(仮称)大泉完成車工場整備事業に係る環境影響評価書」の縦覧について

令和7年3月3日 株式会社SUBARU

当社は、大泉工場敷地内で計画している「(仮称)大泉完成車工場整備事業」について、群馬県環境影響評価条例(平成11年3月、群馬県条例第19号)に基づく手続きを進めており、令和7年2月28日に「(仮称)大泉完成車工場整備事業に係る環境影響評価書」(以下「評価書」という。)を群馬県知事、太田市長、大泉町長及び邑楽町長に提出いたしました。

つきましては、評価書について、以下のとおり、縦覧・公表いたします。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1)名 称:株式会社SUBARU
- (2)代表者:代表取締役社長 大崎 篤
- (3) 主たる事務所の所在地:東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル

2 第1種事業の名称、種類及び規模

- (1)名 称: (仮称) 大泉完成車工場整備事業
- (2)種 類:工場又は事業場の新設又は増設の事業
- (3) 規 模:排ガス量 約155,000ノルマル立方メートル毎時

3 第1種事業実施区域

大泉町いずみ一丁目地内

4 第1種事業関係地域

太田市、大泉町及び邑楽町の一部

5 第1種事業評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1)縦覧場所
 - ・群馬県庁環境政策課(16階)(前橋市大手町1-1-1)
 - ・群馬県東部環境事務所(太田市西本町60-27)
 - ・太田市環境対策課(太田市浜町2-35)
 - ・大泉町環境整備課(大泉町日の出55-1)
 - ・大泉町公民館(大泉町吉田2465)
 - ・邑楽町建設環境課(邑楽町大字中野2570-1)
- (2)インターネット公表 株式会社SUBARUホームページ

概要版: https://www.subaru.co.jp/info/pdf/20250303_1.pdf 本編: https://www.subaru.co.jp/info/pdf/20250303_2.pdf 資料編: https://www.subaru.co.jp/info/pdf/20250303_3.pdf

(3)期間及び時間

- ・期間 令和7年3月3日(月)から令和7年4月2日(水)まで
 - (ただし、大泉町公民館以外の縦覧場所については、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ・図書の縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、大泉町公民館は午前9時00分から午後9時30分まで)

6 問い合わせ先

株式会社SUBARU モノづくり本部 環境プラント技術部 環境技術課 TEL:0276-26-2107